

# 「特別養護老人ホーム 福住光明苑」入所契約書

\_\_\_\_\_（以下、契約者という。）と社会福祉法人福住会は、契約者がユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 福住光明苑（以下、福住光明苑という。）における居室及び共用施設等を使用し生活すると共に、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、本契約という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を提供すると共に、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する介護老人福祉施設サービスの内容（ケアプランのことを指し、以下、施設サービス計画という）は、別紙『重要事項説明書』に定める通りとします。  
但し、事業者は施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて適切な介護サービスを提供します。
3. 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第2条（施設サービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、計画担当介護支援専門員という）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めます。
3. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

4. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下、アセスメントという）にあたっては、入居者及びその家族等に面接して行なわなければならない。この場合において計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族等に対して十分に説明し、理解を得ることとします。
5. 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族等の希望を勘案して、入居者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。
6. 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下、この条において担当者という）を召集して行う会議）の開催、担当者に対する照会等により当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとします。
7. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族等に対して説明し、文書により入居者の同意を得ることとします。
8. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付します。
9. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行ない、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なうものとします。
10. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族、並びに担当者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行ないます。
  - 一. 定期的に入居者に面接すること
  - 二. 定期的にモニタリングの結果を記録すること
11. 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとします。
  - 一. 入居者が要介護更新認定を受けた場合
  - 二. 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
12. 第2項から第8項までの規定、及び第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用します。

### 第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は介護保険給付対象サービスとして、福住光明苑において、契約者に対して、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービスに基づき、契約者の日常生活上

の活動について必要な援助を行なうことにより、契約者の日常生活を支援するものとして行ないます。

#### 第4条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - 一. 契約者が使用するユニット型個室の提供
  - 二. 契約者の食事の提供
  - 三. 契約者が選定する特別な食事の提供
  - 四. 契約者に対する理美容サービス
  - 五. 重要事項説明書に従って行なう契約者からの貴重品の管理
  - 六. 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供、あるいはレクリエーション行事など
2. 前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前項2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

#### 第5条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づく施設サービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者・契約者共に遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第二章 料金

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を一

且支払うものとしします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます)(償還払い)

2. 第4条に定める施設サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとしします。
3. 前項の他、契約者は居住費と食費及び契約者に日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとしします。
4. 前3項に定めるサービス利用料金は1ヵ月毎に計算し、契約者はこれを重要事項説明書にて指定する期間までに事業者が指定する方法で支払うものとしします。
5. 1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額としします。

### **第7条 (利用料金の変更)**

1. 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を通知し変更することができるものとしします。
2. 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行なう日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## **第三章 事業者の義務等**

### **第8条 (事業者及びサービス従業者の義務)**

1. 事業者及びサービス従業者は、施設サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全に配慮するものとしします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上で施設サービスを実施するものとしします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとしします。
4. 事業者及びサービス従業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行なわないものとしします。身体拘束を行なう場合であっても、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行なうものとしします。

5. 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護更新認定の援助を行なうものとします。
6. 事業者は、契約者に対する介護老人福祉施設サービス提供について記録を作成し、それを5年間保管するものとします。その記録は、契約者もしくは、その身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

## 第9条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由（重要事項説明書参照）なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行なう場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、居室及び共用施設・敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合に事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、福住光明苑の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、福住光明苑内で次の各号に該当することは許されません。

- 一. 決められた場所以外での喫煙。
- 二. サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政

- 治活動、営利活動などを行うこと。
- 三. 入居規則その他において事業者が定めた以外の物の持ち込み。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第 12 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

### 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により施設サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該施設サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施した施設サービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 6 条第 5 項の規定を準用します。

## 第六章 契約の終了

### 第 15 条 (契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供する施設サービスを利用することができるものとします。

- 一. 契約者が死亡した場合
- 二. 要介護認定により、契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により福住光明苑を閉鎖した場合
- 四. 施設の滅失や重大な毀損により、施設サービスの提供が不可能になった場合
- 五. 福住光明苑が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六. 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### 第 16 条 (契約者からの中途解約等)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出するものとします。
2. 契約者は、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
3. 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
4. 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

### 第 17 条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

- 一. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二. 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つける、もしくは著しい不信行為、その他本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

## 第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一． 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 二． 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
  - 三． 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つける、もしくは著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 四． 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがある、又は契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約に継続しがたい重大な事情が生じた場合
  - 五． 契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
  - 六． 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ※ 前項の規定による契約の終了後、退居までに事業者が契約者に対して実施した施設サービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

## 第 19 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者が福住光明苑を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行なうものとします。

- 一． 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二． 居宅介護支援事業者の紹介
- 三． その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 第 20 条（契約者の入院に係る取り扱い）

1. 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び福住光明苑に入居できるものとします。  
但し、入居時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に福住光明苑の受け入れの準備が整っていないときには、併設されている指定短期入居生活介護の居室等を利用して頂く場合があります。



2. 入院期間中に居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。  
但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、厚生労働省が定める期間内に限定されます。
3. 契約者が3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院されたときには、事業者は再び福住光明苑に入居できるように努めます。
4. 契約者が病院又は診療所に入院したときは、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を事業者を支払うものとします。（重要事項説明書参照）
5. 事業者は、契約者の同意がある場合には、その入院期間中、当該居室を指定短期入居生活介護等に活用することができます。この場合には、契約者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

#### 第21条（居室の明渡し—精算—）

1. 契約者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施された施設サービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明渡しするものとします。
2. 契約者は、契約終了日までに居室を明渡さない場合、又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明渡しされた日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。
3. 契約者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。  
但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明渡し、且つ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うこととなります。なお、この場合に実際の介護保険給付のあったときには、この給付額を控除した残額を契約者に負担して頂きます。
4. 第1項の場合に、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

#### 第22条（身元引受人）

1. 身元引受人・連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
2. 身元引受人・連帯保証人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。

- 一. 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担等その入院手続を円滑に遂行すること
  - 二. 本契約が終了した場合に、事業者は協力して契約者の状態に応じた受入れ先を確保すること
  - 三. 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に、速やかに遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行なうこと
3. 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨を連絡するものとします。
  4. 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
  5. 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行なう必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
  6. 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
  7. 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することとします。

### 第23条（一時外泊）

1. 契約者は、事業者の同意を得た上で、福住光明苑外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届け出は、この限りではありません。
2. 前項に定める外泊期間中において、契約者は、居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

## 第七章 その他

### 第24条（代理人の指定）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の身元引受人を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務に関わる事務処理などについて、これを委任することに予め同意します。

但し、契約者の身元引受人が代理人の指定同意が得られない場合は、別途様式にて代理人を定め福住光明苑に届け出る事とします。

## **第 25 条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとしします。

## **第 26 条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとしします。